



J A F 公認準国内競技

組織許可番号 2006-5060

J M R C オールスターラリー
E A S T 九州 2006

特別規則書

開催日：2006年12月2日(土)～3日(日)

オーガナイザー

J A F 加盟クラブ ラリークラブ大分

ROOTA

後援

J M R C 九州

大分県臼杵市

J M R C 全国協議会

協力

J M R C 全国協議会ラリー振興事業

J M R C (四国・中国・近畿・中部・関東・東北・北海道)

[公 示]

本競技会は、社団法人日本自動車連盟（J A F）の公認のもとに、国際自動車連盟（F I A）の国際モータースポーツ競技規則およびその附則、それに準拠したJ A Fの2006年度国内競技規則およびその附則、ならびに本競技会特別規則に従い開催される。

第1条 競技会の名称

J M R C オールスターラリー
E A S T 九州 2006

第2条 競技種目

四輪自動車によるスペシャルステージを含むリライアビリティランラリー（第2種アベレージラリー）

第3条 競技の格式

J A F 公認：準国内競技 J A F 公認番号：2006 - 5060

第4条 開催日程

2006年12月2日（土）～3日（日）

第5条 競技会開催場所及びコース・距離・路面

集合場所・開会式 : 大分県臼杵市臼杵72番の1 臼杵市役所 臼杵中央公民館
ゴール会場・閉会式 : 大分県津久見市中央町760番120 津久見亀の井ホテル
コース : 臼杵市を起点とする約220Km（SS6本 37kmを含む）
路面 : SS内は未舗装路

第6条 オーガナイザー

主催 : ラリークラブ大分
代表者 : 三重野 正治（携帯電話080-5200-8411）
所在地 : 〒875-0082 大分県臼杵市大字稲田中尾下1000-1
（有）トランスポートサービス・ミエノ内 RC大分事務局
TEL : 0972-63-6695 FAX : 0972-62-5138

第7条 大会役員

大会名誉会長 : 後藤 國利（臼杵市長）
大会名誉副会長 : 志村 学（大分県議会議員）
大会会長 : 関根 基司（JMRC 関東） 大会副会長 : 山口 義仁（JMRC 四国）
組織委員長 : 三重野 正治（RC-OITA 代表） 組織委員 : 藤原 篤志（JMRC 北海道）
組織委員 : 山本 朗（JMRC 東北） 組織委員 : 小口 貴久（JMRC 関東）
組織委員 : 米谷 展生（JMRC 中部） 組織委員 : 梅津 祐実（JMRC 近畿）
組織委員 : 吉本 学（JMRC 中国） 組織委員 : 山本 貢（JMRC 四国）
組織委員 : 七田 定明（JMRC 九州） 組織委員 : 星野 元（JMRC 九州）

第8条 競技会役員

1) 競技会審査委員会

競技会審査委員長 : 中村 善浩（JMRC 全国ラリー振興委員長）
競技会審査委員 : 上村 賢司（JMRC 近畿）
競技会審査委員 : 仲野 次郎（JMRC 東北）
競技会審査委員 : 山本 博文（JMRC 中国）

2) 競技役員

競技長 : 村瀬 晴信（RASCAL）（副）: 三重野 正治（RC-OITA）
コース委員長 : 首藤 英明（RC-OITA）（副）: 古城 雅春（SECT）
計時委員長 : 三戸 利孝（RC-OITA）（副）: 竹下 美穂（RC-OITA）
技術委員長 : 工藤 裕至（RC-OITA）（副）: 渡辺 伸一郎（SECT）
救急委員長 : 早田 卓（RC-OITA）（副）: 藤原 秀利（RC-OITA）
事務局 : 首藤 英明（RC-OITA）（副）: 豊田 智孝（RC-OITA）

第9条 参加申込方法

- 1) 申込先(エントリークラスによって申込先が異なるので注意して下さい。)
 - ・オールスタークラスへのエントリー
各JMR Cの取りまとめ者(別紙参照)に必要な書類及び参加料を添えて申し込むこと。
 - ・エキシビジョンクラスへのエントリー
下記事務局に必要な書類及び参加料を添えて申し込むこと。参加料は、現金書留による郵送もしくは、下記口座への振込によって入金してください。
- 2) 事務局
〒875-0082 大分県臼杵市大字稲田中尾下1000-1
(有)トランスポートサービス・ミエノ内 RC大分事務局
TEL: 0972-63-6695 FAX: 0972-62-5138
振込口座 郵便局 17280-18674761 首藤 英明
- 3) 参加受付期間
2006年10月23日(月)より2006年11月10日(金)まで(当日消印有効)
- 4) 申込には、下記の書類を添付して申し込んで下さい。
 - a)参加申込書
 - b)自動車検査証の写し
 - c)ラリー競技中に有効な自動車保険(任意保険)の写し(対人、対物、搭乗者の金額のわかるもの)
 - d)改造車検取得車は、改造申請許可証の写し
 - e)口座振込の場合は、振込の控えの写し
- 5) 上記にて受付した参加申込は、次の場合を除き返還しない。
 - ・本競技会が不可抗力の為に取り止めになった時。
 - ・受付期間中に参加者が取消を申し出た時。
- 6) オーガナイザーは、国内競技規則「4-19」に従って、エントリーを拒否する権利を有する。この場合、参加料は返還する。但し、この場合は事務費用として1件につき¥2,000を差し引き返還する。

第10条 参加費

エントリー料	: 1台	65,000円(1泊、懇親会費、朝食付)
サービス車両登録料	: 1台	5,000円(サービス員登録料1名分含む、懇親会参加の場合別途3,000円)
サービス員登録料	: 1名	2,000円(懇親会参加の場合別途1名3,000円)

第11条 タイムスケジュール

公式受付	12月2日	7:00~ 8:30
公式車両検査		7:15~ 9:00
開会式・ブリーフィング		9:10~
第1ステージスタート		10:01~(先頭車予定)
ゴール予定		20:00頃
懇親会		22:00~
表彰式・閉会式	12月3日	9:00~

第12条 参加車両

本競技会に参加が認められる車両は、以下の車両とする。

- 1) 2006年日本ラリー選手権規定第13条に従ったRN・RJ・RB車両とする。ただし、リストラクターは、Dクラスとエキシビジョンクラス以外のターボ車両は装着しなくても良いとする。
- 2) 排気系に関して、消音器はノーマルとする。
- 3) 全クラス ロールバー必着とする。

第13条 参加クラス区分及び参加台数

本競技会においては、下記のクラス区分及び参加台数とする。(過給器係数1.7倍)

オールスタークラス

- ・Aクラス:排気量1400ccを含み1400ccまでの車両
- ・Bクラス:排気量1401ccより1600ccまでの車両(ストーリーターボを含む)
- ・Cクラス:排気量1601ccより3000ccまでの車両
- ・Dクラス:排気量3001cc以上の車両(リストラクター装着車両)

・D クラス：排気量3001cc以上のRB車両（リストラクター非装着車両）

エキシビションクラス

・全日本選手権2輪駆動クラス：排気量区分なし

・全日本選手権4輪駆動クラス：排気量区分なし

*本競技会の参加台数は、7クラス合わせて90台までとする。

第14条 参加者及び参加資格

- 1) 参加者（ドライバー・ナビゲーター）は、出場車両を運転するのに必要な運転免許を取得後、参加申込の締切時点で満1年以上経過している事。
- 2) 参加者（ドライバー・ナビゲーター）は、JAF発給の国内競技運転者許可証B級以上の所持者でなければならない。
- 3) 参加者は、ラリー競技中有効な対人1000万円以上、対物100万円以上、搭乗者1000万円以上の損害保険に加入していること。ただし、搭乗者に関してJMRC全国共同共済加入者は免除する。なお、JMRC全国共同共済の加入者については各地区にて加入を証明できるものを受付時に提示して下さい。
- 4) 1台に乗車する定員は、ドライバー、ナビゲーターの2名とする。
- 5) オールスタークラスへの参加資格は、全国各JMRCに加入クラブのクラブ員とする。
- 6) 参加優先順位は、各JMRC上級シリーズの各クラス1～6位、ジュニアシリーズの各クラス1～3位、全日本選手権11位以下、各JMRCが推薦した者の順とする。
- 7) 全日本選手権クラスは各クラスの2005年、2006年シリーズ1～10位迄とする。

第15条 健康管理

各参加者は、前日に十分な睡眠及び体力を有する者のみとする。又、スタート前までに各参加者はオーガナイザーが用意した健康管理カードに必要事項を記入し提出しなければならない。提出なき場合は棄権したものと判断し出走できないものとする。

第16条 公式通知

本規則書に記載されていない競技運営に関する細則ならびに指示事項は、公式通知により指示される。

第17条 乗員及び車両の変更

- 1) 乗員の変更は、公式受付前までに理由を付した書面にて大会競技長へ申請し、競技会審査委員会が認めた場合のみ許可する。
- 2) 車両の変更は、公式受付前までに理由を付した書面にて大会競技長へ申請し、競技会審査委員会が認めた場合のみ許可する。但し、変更は同一クラスのみとする。

第18条 公式車両検査及び競技番号・指定ステッカー

- 1) すべての競技車両は、オーガナイザーの指定した場所及び定められた時刻において公式車両検査を受ける事。
- 2) 競技会技術委員長より修正を命じられ、その修正を指示時間内におこなえないもの、もしくは公式車両検査を受けない者はスタートを拒否する。
- 3) 公式車両検査時は、次の物を車両内に携帯を点検するので、必ず準備すること。
 - ・非常信号灯・三角表示板2枚・牽引ロープ・救急医薬品・JISC種以上相当のヘルメット
 - ・1.5kg（RN・RJ車両は2kg）以上の消火器・レーシングスーツ・グローブ
- 4) オーガナイザーは、競技会開催中、任意に車両の追加検査または、追加確認を行うことができる。参加者は、競技会開催中、常に各自の車両の適合性について責任を持つこととする。
- 5) 参加者は、競技の最終チェックポイント通過後直ちに競技車両を車両保管場所に進入させ、下記の確認（再車両検査）を受けること。
 - a) 出走前に公式車両検査を受けた車両と同一であること。
 - b) 罰則の対象となる要因の有無。
 - c) マーキングや封印等を実施した場合は、それが保持されているかどうかの確認。
- 6) ゼッケンは、オーガナイザーによって指定する。競技番号に対する抗議は、一切受け付けない。
- 7) 参加車両はオーガナイザーの決めたゼッケン・ステッカー等は所定の位置に貼付する事。
- 8) 競技会審査委員会または、競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、オーガナイザーは分解を伴う再車両検査を行うことができる。これらに関する当該車両の仕様、整備解説書等は参加者にて用意すること。再車両検査に要する、工具、部品、人員及び費用等は参加者の負担とする。

第19条 ドライバースプリーフィング

ドライバースプリーフィングは、スタート会場において行う。全ての乗員及び競技参加者は、出席時に署名を行い必ず出席しなくてはならない。尚、欠席の場合は、出走を拒否する場合がある。

第20条 参加者の遵守事項

- 1) 競技中は、いかなる事があろうとも道路交通法の遵守を最優先とする。
- 2) 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさない事。
- 3) 他車に追従する場合又は対向車のある場合は、前照灯の照射方向を下向きに変換する事。
- 4) 明らかに追いつきようとしている車両がある場合は、安全かつすみやかに進路を譲る事。
- 5) 登録した乗員以外は乗車してはならず、1名のドライバーによって150km以上連続して運転してはならない。
- 6) 競技から離脱した場合は、直ちに最寄りの競技役員にリタイア届を提出する事。提出が不可能な場合は、電話等の手段で競技会事務局に連絡し、指示に従う事。
- 7) 失格またはリタイアとなった場合は、直ちにゼッケン、ラリー競技会之証及びその他の競技関係貼付物を取り除く事。
- 8) 安全ベルトは全走行行程において必ず装着し、SS区間では必ずヘルメットも着用する事。
- 9) オーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行する事。
- 10) 競技中は、オーガナイザーが指定した場所以外での、乗員以外による整備作業、給油を行うことは出来ない。
- 11) 整備作業を行う事ができる者は、サービス登録されたサービス員及び乗員とする。
- 12) 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得る事。
- 13) 整備作業にあたっては、他の交通及びサービス員の安全確保に十分留意する事。
- 14) 整備作業実施後は、必ず担当競技役員の確認をうける事。

第21条 ルート及び指示事項

- 1) ルートは、オーガナイザーが試走車によって走行し定め、ルートブックに記載する。
- 2) 指示書は、受付にて交付する。
- 3) オーガナイザーは、競技会審査委員会の承認のもとに、天候、道路状況、その他の事情により予告なくルート及び指示事項を変更することがある。ルートの変更は競技役員の合図又は、RC-OITAの看板をもって指示する。
- 4) その他の事項は、指示書に記載する。

第22条 スタート及び再スタート

- 1) スタートは、ゼッケン順に1分間隔とするが、リタイア等の状況に応じ繰り上げとする場合がある。
- 2) 各ステージ間に於いて、レスコンは十分なものとする。
- 3) スタート合図後直ちにスタート出来ない車両は、競技役員によりスタートラインから前方に押し出され、当該車両は予定時刻にスタートしたものと扱われる。
- 4) 各ステージの自転車スタート時刻の1分前までにスタートコントロールエリアに進入出来ない車両はスタートする事は出来ない。
- 5) 再スタート地点を数箇所設定する場合もある。

第23条 タイムトライアル区間(SS)について

- 1) SSのスタートは、直前のCP通過順とし当該SSスタート地点にてスタート時刻を記入したチェックカードを発行する。
- 2) SSのスタートは、スタンディングスタートとする。競技車両は、エンジンのかかった状態でスタートライン上に停止しスタートの合図に従ってスタートする。合図が出されて20秒以内にスタートできない場合は、失格とし安全な場所に速やかに移動される。
- 3) スタートの合図は、30秒・15秒・10秒・5秒・4秒・3秒・2秒・1秒の順にカウントダウンする。
- 4) 指定されたスタート時刻までにクルーまたは競技車両に起因して自己のスタートが遅れた場合は、タイムペナルティ(1分の遅れに付き1分)が課された上で担当競技役員によって新たな時刻が与えられる。
- 5) 各SSには、オーガナイザーによりあらかじめ基準所要時間が設定されルートブックに示される。基準所要時間から15分を超えてフィニッシュした場合、失格となる。
- 6) 競技車両がSSを逆走することは、禁止する。
- 7) SSにおいては、いかなる援助を受けることも禁止される。
- 8) SSのフィニッシュは、フライングフィニッシュとする。
- 9) フィニッシュライン通過後、競技車両は、計時車両まで進みフィニッシュラインの通過時刻(時・分・秒)を記入したチェックカードの発行をうける。
- 10) SSフィニッシュ後の次の区間のスタート時刻は、SSフィニッシュライン通過時刻の次の分とする。
例) 11時12分37秒にSSをフィニッシュした場合
11時13分が次の区間のスタート時刻となる。

11) 反則スタートを行った場合、その行為は直ちに競技会審査委員会に報告され下記のペナルティーが課される。

最初の違反 : 10点

2回目の違反 : 30点

3回目の違反 : 60点

上記を超える違反は、競技会審査委員会の裁定による。

12) 反則スタートの判定は、担当競技役員の判定を最終とする。

第24条 タイムトライアル区間(SS)での義務

1) ルートは、オーガナイザーが試走車によって走行し定め、ルートブックに記載する。

2) 指示書は、受付にて交付する。

3) オーガナイザーは、競技会審査委員会の承認のもとに、天候、道路状況、その他の事情により予告なくルート及び指示事項を変更することがある。ルートの変更は競技役員の合図又は、RC-OITAの看板をもって指示する。

4) タイムトライアル区間およびCPの計時方法(分計時、秒計時)は、指示書に記載する。

5) その他の事項は、指示書に記載する。

第25条 チェックポイント(CP)

1) CPでは、時・分を記入したチェックカードを発行する。

2) チェックカードの記載に対する異議申し立ては、チェックを受けた競技役員に1分以内に行い、その役務を妨げてはならない。又、その判定に従わなければならない。

3) 確認に対するタイムロスについては、オーガナイザーは責任を負わない。

4) チェックシートはスタート地点で交付され、採点は参加者各自が必要事項を記入し、所定の場所に提出しなければならない。

5) CPはコースに設置し、進行方向の左側にCP番号を掲示する。各CPは白線にてコントロールラインを示し、参加車両の前輪が通過した時に計時が行われる。

6) CPの発見は参加者の義務とする。標識等が何らかの理由で倒れている場合があっても一切抗議の対象とならない。

7) CP通過後、次の区間がSSを伴わない場合、チェックカードに記入された時刻(時・分)が当該CPのスタート時刻となる。次の区間がSSを伴う場合、速やかにSSのスタート地点に移動する事。

8) 目標チェックイン時刻の00秒~59秒までにチェックインした場合、減点を0とする。この間にチェックインできなかった場合、正解時分との差を分単位にし遅早着1分に付き10点の減点とする。

次の区間がSSを伴わない場合の

例) 10時45分が正解時刻である場合

当該CPスタート時刻

10時45分08秒にチェックインした場合 : 減点 0点

10時45分

10時44分58秒にチェックインした場合 : 減点10点(1分早着)

10時44分

10時47分17秒にチェックインした場合 : 減点20点(2分遅着)

10時47分

第26条 チェックポイント及びフィニッシュの通過方法

1) 参加車両は、各CP及びフィニッシュのコントロールラインを通過後、後続車に追突されないように充分留意する事。チェックカードの受理は、ウィンドツーウィンドを認める。

2) CP及びフィニッシュの直前での追越しを禁止する。並進してコントロールラインを通過した進行方向の右側の車両は計時を行わない。

3) CP及びフィニッシュに於いて、先着者は後続車のコントロールライン通過を妨げてはならない。

4) 計測ライン手前での時間調整を認める。

第27条 チェックポイントの開設と閉鎖

1) CP・SSスタート及びフィニッシュは先頭スタート車の予定通過時刻の15分前に開設し、閉鎖は最終スタート車の予定通過時刻の30分後とする。但し、状況により閉鎖時刻を繰り上げもしくは繰り下げの場合もある。

2) CP・SSスタート及びフィニッシュの開設時間外に到着した場合、たとえ審判員からチェックカードが発行された場合であっても原則としてミス・チェックとして扱われる。

第28条 計時

1) CP・SSスタート及びフィニッシュの計時はすべて、日本標準時間を基準とするオーガナイザーの所持する時計及び計測器によって行われる。計時の誤差に対する抗議は一切受け付けない。

2) CP及びフィニッシュにおいて先着車が後続車のコントロールライン通過を明らかに妨げていると競技役員が認めた場合、その時刻で後続車の到着時刻を計時する事ができる。但し、その場合は後続車のコントロールライン通過を妨げる第一原因をなす先着車に対して第31条により減点を与える。

第29条 サービス及び給油所要時間による減点

- 1) サービスはオーガナイザーが指定したサービスエリア内でのみ、登録サービス員及び乗員により参加車両の整備作業を受ける事ができる。指定サービスエリア以外での乗員以外での整備作業を禁止する。
- 2) タイヤ交換などの為に車両を2輪以上同時にジャッキアップする場合、作業員の安全確保の為、ジャッキスタンドを使用する事。
- 3) 車両部品は、下記の物に限り交換することができる。
・タイヤ・ランプ類のバルブ・点火プラグ・Vベルト
- 4) 上記以外の整備は競技会技術委員長の許可がなければできない。
- 5) 給油所以外での給油は禁止する。

第30条 所要時間による減点

- 1) 減点は第25条の8による実走行時間と、正解時間との差により算出された区間の減点を加算する。(分計)
- 2) S S 区間では、S S スタートからS S フィニッシュまでの所要時間を1秒につき1点を加算する。

第31条 所要時間以外の減点

- 1) 参加者の減点計算の誤りについて、増加誤りについてはそのままの減点、減少誤りについては、正解減点に訂正し、その誤差を正解減点に加算する。
- 2) 第23条の11の反則スタートがあった場合ペナルティを加算する。
- 3) 第26条の3に対して、後続車のコントロールライン通過を妨げる第一原因をなす先着車に対し500秒加算する。
- 4) 参加者が他の参加者に著しく迷惑となる行為をした時、申告によりそれを認めた場合1件につき500秒加算する。
- 5) チェックシートの提出が規定時間に遅れた場合は、1分につき10秒加算する。

第32条 成績

成績は第30、31条の減点法により減点を合計し、少ない方を上位として順位を決定する。同減点の場合は次の順で上位決定する。

- 1) S S 1より随時、減点の少ない方。
- 2) 抽選による。

第33条 失格規定

下記に該当する事が競技長によって認められた場合、競技会審査委員会の裁定により、その参加者は失格とする。競技中失格と判断された参加者は、それ以上の競技続行は出来ないものとする。又、成績発表後に於いても失格の扱いを受ける事がある。

- 1) 交通事故を起こした時、又、道路交通法に違反した時。
- 2) リタイヤの申告をせず競技から離脱した時。
- 3) 走行マナー及び競技者としての態度や品行に問題がある時。
- 4) タイムカードを改ざんした時。
- 5) 車両規則違反が発見された時。
- 6) 競技中に乗員又は、車両を変更した時。
- 7) 参加者又は関係者間で不正行為があった時。
- 8) 競技役員の重要な指示に従わなかった時。
- 9) 各諸規則及び規定ならびに、競技会特別規則に関する重大な違反があった時。
- 10) 車両が道路運送車両の保安基準に合致しなくなった時。
- 11) 自力で走行不能になった時、他車により牽引を受け戦列に再入した事が判明した時。
- 12) 参加車両にラジオ・携帯電話以外の無線機などを搭載した時。
- 13) 自車以外より不正な情報及び援助を受け走行した事が判明した時。
- 14) 指定給油所以外で、給油を受けた時。
- 15) コースを故意又は、過失に関わらず閉鎖した場合。
- 16) 競技会の2ヶ月前より、臼杵市近郊における練習走行又はそれに類する行為が発覚した時。
- 17) 車両保管中に参加車両を持ち出したり、整備作業を行った場合。

第34条 競技の打ち切りと成立

- 1) 競技の進行が全ての参加車両に対して不可能、又は著しい障害になった時、又は他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと競技長の判断によって、打ち切りがなされる。その場合、コース上の競技役員によって掲示又は対策を指示する。
- 2) 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切りまでに於けるものとする。

第35条 損害の補償

参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切を処理しなければならない。又、JAF、オーガナイザー、大会役員、道路管理者、関係省庁が一切の損害賠償の責任を免除されている事を承知していなければならない。即ち、大会役員はその役務に最善をつくすことは勿論ではあるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任を、JAF、オーガナイザー、大会役員、道路管理者、関係省庁は免除されている。

第36条 抗議

- 1) 競技参加者は自分が不当に処理されていると判断した場合は、これに対して抗議する事が出来る。但し、参加拒否及び審判員の判定に対する抗議はできない。
- 2) 抗議はその理由を具体的に記述し1件につき20,300円の抗議料を添えて競技長を経て競技会審査委員会に提出する。
- 3) 裁定の結果は、関係当事者に口頭により通告される。
- 4) 抗議料は、その抗議が成立した場合のみ返還される。
- 5) 競技に関する抗議はフィニッシュ後30分以内、成績に対する抗議は暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。
- 6) チェックカードに関する異議申し立てはそのCPで直ちに行い、CPの責任者の判定を最終とし、これに対する抗議は受け付けない。又、道路状況等による交通障害に起因する抗議も受け付けない。
- 7) 抗議が成立しなかった場合、必要経費は(作業料、運搬費用等)全てを抗議者が負担するものとする。

第37条 賞典及び賞典の制限

- 1) オールスタークラス
各クラス 1～6位 トロフィー・副賞
- 2) エキシビションクラス
各クラス 1～3位 賞金(エキシビションクラス参加台数の約7割を充てる)
- 3) 競技運営上やむを得ない事情が生じた場合は、賞典の制限を行う場合もある。

第38条 競技会の中止又は延期

保安上又は不可抗力により事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技会の開催を中止又は、コースの短縮を行う事が出来る。又、延期の場合の日時は公式通知をもって公表する。

第39条 本規則の解釈

本規則書及び競技に関する諸規則(公式通知)の解釈についての疑義は、競技会審査委員会の決定をもって最終とする。

第40条 競技会についての連絡先

JAF加盟クラブ ラリークラブ大分
〒875-0082 大分県臼杵市大字稲田中尾下1000-1
(有)トランスポートサービス・ミエノ内 RC大分事務局
TEL: 0972-63-6695 FAX: 0972-62-5138
携帯電話080-5200-8411(三重野 正治)

第41条 大会本部及び緊急連絡先(当日)

EAST 九州 2006 大会本部 臼杵市役所
競技長 携帯電話090-3798-3313(村瀬 晴信)
事務局長 携帯電話090-3324-8539(首藤 英明)

第42条 その他の事項

その他の事項については、2006年JAF国内競技規則とその付則の通りとするが、本規則書発行時から競技会までにJAFより何らかの規則の変更、指導があった場合、それを優先する。

大会組織委員会

【 別 紙 】

オールスタークラスへの各JMRCの申込先

JMRC 北海道・・・藤原 篤志

〒062-0934 北海道札幌市豊平区平岸四条 11-4-1-103
電話 011-774-5557 F A X 011-663-9348

JMRC 東 北・・・山本 朗

〒017-0045 秋田県大館市中道 2-2-52 ミスタータイヤマン大館店
電話 0186-42-0521 F A X 0186-42-0522

JMRC 関 東・・・宮城 孝仁

〒135-0045 東京都江東区古石場 2-5-10-209
電話 & F A X 03-3643-5783

JMRC 中 部・・・米谷 展生

〒446-0071 愛知県安城市今池町 1-6-2-1004
電話 & F A X 0566-97-6262

JMRC 近 畿・・・梅津 祐実

〒599-8261 大阪府堺市堀上町 31-6
電話 & F A X 072-279-6286

JMRC 中 国・・・吉本 学

〒731-0153 広島県広島市安佐南区安東 3-10-42-8
電話 & F A X 082-832-7883

JMRC 四 国・・・山本 貢

〒791-8022 愛媛県松山市美沢 2 丁目 5 - 3 3
電話 089-924-0220 F A X 089-924-0299

JMRC 九 州・・・星野 元

〒811-1213 福岡県筑紫郡那珂川町中原 4 - 5 4 J & S モータースポーツ
電話 092-952-1360 F A X 092-952-1365

各地区の取りまとめ者は、特別規則書第9条の2の事務局へまとめてお送り下さい。
参加料は、振込でお願い致します。